

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からC工場（以下「工場」という。）において、主に空調・電気設備の保守管理の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇頃からめまい、息苦しさ、不眠の症状が出現したとして、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「自律神経失調症」と診断された。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し「うつ病」と診断され、療養を続けていたが、平成〇年〇月にFセンター（以下「センター」という。）へ異動したところ、症状が悪化したとして、平成〇年〇月〇日、G病院に入院した。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F31 双極性感情障害」(以下「本件疾病」という。)を発病し、その後就労しながら治療を継続していたものの、平成〇年〇月下旬頃に症状が悪化したものであると述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の発病日、疾病名及び症状悪化に関する意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められず、「特別な出来事」は

見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア)「新規事業の担当者になった」との主張について

請求人らは、要旨、請求人が新設の工場に異動となった際、空調に関するデータの蓄積がなく、1人でデータの収集業務を行うことになったことが、認定基準別表1の具体的出来事「新規事業の担当者になった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当するものであり、その心理的負荷の総合評価は「強」と評価すべきである旨主張する。

請求人が行っていたデータの収集について、H次長は、要旨、会社から指示したのではなく、空調は1台のパソコンで一元管理されており、データも蓄積されていることから、同業務は、特段必要性があるものではないと述べている。

この点、I、J及びKも、要旨、請求人がデータの収集を行っていたことは、漠然と認識していたが、必要性は感じておらず、請求人の異動後にデータ収集を行っている者もないとし、請求人からデータ収集の必要性を聞いたり、データ収集の手伝いを依頼されたこともないと述べている。

これら関係者の申述内容には矛盾がなく、また具体的であることからみて、請求人によるデータ収集は、会社の業務指示に基づくものではなく、請求人自身が自発的に行っていたものとみることが相当である。したがって、請求人らの主張は妥当ではなく、認定基準別表1の具体的な出来事としては評価しない。

(イ)「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」との主張について

請求人らは、要旨、データの収集や監視盤の操作などの業務について、本来であれば、複数名で行うものであり、これを請求人が1で行っていたことは、認定基準別表1の具体的出来事「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当し、その心理的負荷の総合評価は、少なくとも「中」と評価すべきである旨主張する。

この点、I、J及びKは、要旨、請求人の知識は豊富ではあったが、業務自体は皆で行い、上司も当該職務に従事しており、請求人が1人で奮闘

していたわけではない旨述べている。

当審査会において、その他一件記録を精査したが、請求人が主張する複数名で担当していた業務を1人で担当していたとの事実を確認し得る資料はなく、また、3人の同僚の申述について信憑性が疑われる矛盾等も見当たらないことから、同主張についても認定基準別表1の具体的な出来事として評価することはできないものと判断する。

(ウ)「上司とのトラブルがあった」との主張について

請求人らは、要旨、請求人がLに対して業務に関する申し入れをしても聞き入れられなかったこと、及び業者から同僚への不満を言われたことが、認定基準別表1の具体的な出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当し、その心理的負荷の総合評価は少なくとも「中」と評価すべきである旨主張する。

請求人の主張の主旨は明確ではないものの、要旨、Lとの意見の相違や業者対応への不満を申し立てていると認められるところ、Lによる業務に関する指導・叱責を受けた事実も確認できず、またLと周囲からも客観的に認識されるような対立が生じたことも認められない。ただし、Lとの考え方に相違が生じたことは事実であると認められることから、当審査会としては、具体的な出来事「上司とのトラブルがあった」に該当するとみるも、上記のとおり、Lから厳しく叱責された等の事実も認められないことから、その心理的負荷の総合評価は、「弱」と判断する。

ウ 請求人の時間外労働について

請求人らは、要旨、監督署は、会社への監督指導の際に、センターでの時間外労働の算定に当たって仮眠時間及び休憩時間を労働時間に算入しており、工場においても同様の取扱いをすべきであり、そうすると、発病2か月前の時間外労働時間数は85時間30分、発病3か月前の時間外労働時間数は78時間30分に達するものとなり、これは、認定基準別表1の具体的な出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当し、さらに、請求人は常に緊張した状態を強いられていたことを考慮に入れて、その心理的負荷の総合評価は「強」と評価すべきである旨主張する。

工場での労働について、同僚のI及びJは、要旨、①仮眠時間は、交替制

でシフト化しており、仮眠時間中に起こされて、実作業に従事することは、1年に1回程度しかないこと、②休憩時に作業した場合は休憩をずらしていたこと、③主な業務は、○室内での中央監視盤による監視業務であるが、1日中監視し続けるわけではなく、また、急激な数値変動もないことから、特に緊張を強いられるわけでもないことなど、多忙な部署ではないと述べている。

これらの申述も踏まえ、当審査会においては、請求人が従事していた業務について一件記録を精査したところ、請求人の勤務態様は手待ち時間が多く、その労働密度は決して高いものとは言えず、また、仮に請求人らの主張を認めたとしても、恒常的長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）として評価できるものではないことから、請求人らの主張は認められない。

(4) 請求人の精神障害が悪化した時期における業務による心理的負荷について、請求人らは、要旨、監督署が是正勧告の基礎とした時間外労働時間数152時間を前提とすると、その時間外労働には深夜の時間帯が多く含まれているなど、睡眠の質が確保できないおそれがあるものであり、認定基準別表1の「特別な出来事」のうち「発病直前の1か月におおむね160時間を超えるような時間外労働を行った。」場合と同程度の心理的負荷と評価すべきである旨主張する。

センターでの労働について、Mは、要旨、①仮に休憩時に作業した場合でも本来の勤務時間である待機時間中に休める、②全ての待機時間に仕事はしておらず、話をしたり、喫煙室へ行ったりすることもある、③夜間の電話対応やこれに伴う報告書の作成業務等の対応について、多い時には1日に7、8件ある場合もあるが、1件も来ない日もあるなどと述べている。

この点、仮眠時間中に実作業が生じた場合の労働時間については、時間外勤務申請・指示書に記載したとおりである旨、請求人自身が申述しているところ、当該記録によれば、連日相当程度の時間を要していると認められるものではなく、散発的に生じているとみることが相当である。

したがって、請求人の勤務態様からみると、休憩時間及び仮眠時間が明確かつ確実に確保されていたとは認め難いものであるが、一方、当該休憩時間及び仮眠時間としていた全ての時間について請求人が実作業に従事していたとも認め難く、更に当該労働も手待ち時間が多く、その密度は決して高いものとは言えない。以上の事実からみて、認定基準別表1の「特別な出来事」のうち「発

- 病直前の1か月におおむね160時間を超えるような時間外労働を行った。」に相当する程度の心理的負荷があったとは評価することが出来ないものである。
- (5) 以上のことからすると、被災者の発病について認定基準別表1の具体的出来事に該当する出来事としては、業務による心理的負荷の総合評価「弱」となる出来事が1つ認められるにすぎず、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものであり、また、精神障害の悪化について、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。
- 3 以上のとおりであるので、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。